

# 総務委員会会議録

令和5年6月1日(木)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 11:32

## 【 案 件 】

### 1. 所管事務の調査について

#### (1) 総 務 部

※会計課、選挙管理委員会事務局、監査事務局、各支所市民窓口課を含む。

#### (2) 行政経営部

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。所管事務調査に関わる資料につきましては、事前に配付をしておりますので、執行部からの補足説明につきましては省略をさせていただきます。

今回の所管事務調査については、総務委員会の所管する各部、課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものであります。質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において内容を限定した上で、調査要求をしていただきますようご協力をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握されまして、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。それでは質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。

なお、質疑に入ります前に、総務部長から発言したい旨の申出がっておりますので、これを認めます。

### ○総務部長

一昨日開催されました、協働環境委員会において、委員から男女共同参画の重要性について土木建設業関係者の方の関心が薄いといった発言がございました。本市におきましては、基本的人権尊重のまちづくりの推進のため、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人の人権が真に尊重されるまちづくりに向け、各種施策、事業に取り組んでおりますが、総務部契約課におきましては、競争入札参加者の飯塚市部落解放研究集会、NPO法人人権ネットいづか啓発事業講演会、サンクスフォーラム等の人権啓発等事業への市内工事業者の参加数は、コロナ禍により開催がなかった令和2年を含む、平成30年から令和4年の過去5年間で、345名と多くの皆様にご尽力をいただいております。

また、市内におけるイクボス宣言事業者、全79社のうち市内工事業者は47社、59.49%であります。このようなことから、男女共同参画の重要性について、土木建設業関係者の方の関心が薄いといった認識は、明らかな誤認であり、むしろ積極的に人権尊重のまちづくりの推進に向け、ご協力をいただいております。

一昨日の委員会における発言は、本施策の推進に向け、ご協力いただいております事業者様を傷つけ、市民の皆様へ誤った認識を与えることになりかねませんので、総務委員会の委員の皆様への説明を通じて、市民の皆様へも正しい情報をお知らせするものでございます。以上、ご了承をお願いいたします。

### ○委員長

それでは、総務部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。5ページ、「防災及び水防について」、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

通告どおり質問させていただきます。もう6月になったわけですけど、一昨日につきましてはまだ梅雨入りという形で、やはり水の心配な時期になってまいりました。

そこで災害が起こった際につきましては、やはりその避難する場所というのが必要になってきております。それとともに地震等の災害時におきましても、指定の避難場所というところが重要な要ではないのかなと思っております。長期にわたる避難及び、短期にわたる避難等がありますけど、避難所についての認識としては庁舎関係及び支所関係、交流センター関係、その他もろもろあると思いますが、これの避難場所の指定をどのようにされているのか、どのような形があるのか、収容人数等について、お知らせいただければなと思っております。よろしくをお願いします。

○防災安全課長

今のご質問で、避難場所のまず種類としまして、お答えさせていただきます。指定避難場所の種類としましては、指定緊急避難場所、指定避難所、地区避難所、そして福祉避難所がございます。

まず、指定緊急避難場所につきましては、洪水などによる危機が切迫した状況において、住民の生命の安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する施設または場所と位置づけるものでございます。飯塚市では、各交流センターや本庁、各支所、穂波福祉総合センターや、一部の小中学校など、計37か所を指定しており、全施設を合わせた収容人員は約1万4700名ほどとなっております。

次に、指定避難所につきましては、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設でございます。飯塚市では、水害時と震災時に区分を行い、先ほどご説明しました指定緊急避難場所となる各交流センターや本庁舎、各支所、穂波福祉総合センターや、一部の小中学校などのほか、各体育館や、人権センターなどの公共施設を含め、計62か所を指定しております。全施設を合わせた収容人員は約3万5900名ほどとなっております。

次に、地区避難所につきましては、共助の位置づけとして、避難した住民等を滞在させる施設となり、各地区集会所や、自治公民館がその位置づけとなっております。施設数は約300か所、運営は自治会や自主防災組織となります。

最後に、福祉避難所についてお答えします。福祉避難所は、高齢者や障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する必要がある方が、先ほどご説明しました一般の避難所では生活することが困難な場合に、避難者の状況に応じて、特別な配慮が受けられる施設となります。飯塚市では、そのほとんどが民間の福祉施設であり、施設数は27か所、全施設を合わせた収容人員は約260名となっております。また、福祉避難所の開設及び運営につきましては、一般の指定緊急避難場所等に避難された方の中で、市が特別な配慮が必要と判断した場合に、災害協定締結先の各施設に福祉避難所の開設及び受入れを要請することとなっております。またその際、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、福祉避難所への輸送を含めた対応を行うこととしております。

○吉田委員

避難場所の種類は、指定緊急避難場所、指定避難所、地区避難所、福祉避難所という形で、大まかに分けて4か所あると。収容人員につきましてはこのとおりだということは理解できました。その中で福祉関係のことについて、お伺いしたいんですけど、災害時における他課との連携、これもちょっと所管外になると思いますが、そこら辺について先ほど答弁において特に配慮を必要とする方について避難行動を行う上でも支援が必要、いわゆる避難行動要支援者と位置づけられる方であったりすると思われそうですが、災害の恐れがある場合、この方々への支援は、まず連絡等があると思いますが、連絡してその対応方法、それと支援は現在どのような

になっているのか、分かる範囲で教えてください。

○防災安全課長

飯塚市においては、質問者が今言われたとおり、避難行動要支援者について、令和5年4月1日時点での情報でございますが、約5100名おられるというふうなことでございます。その方々の避難が必要な場合、いわゆる飯塚市地域防災計画上では、警戒レベル3、高齢者等避難が発令された場合に、飯塚市災害対策本部避難支援部、主に福祉部局で構成されておりますが、こちらにおいて安否確認及び避難行動を促す連絡を行っておるというところでございます。

○吉田委員

防災計画では警戒レベル3以上の高齢者避難という形で、これは飯塚市内にいれば防災行政無線等でお知らせがあっているというのは十分理解しております。それに伴いまして、本部の避難支援部、飯塚市災害対策支援部、これは福祉部が中心になって行われているということで今理解できましたが、ちょっと個別の質問になりますが、今説明された避難支援部による安否確認及び、避難行動を促す連絡があるとのことですが、その連絡を受けた市民の方からのお声がちょっと届けられております、私のほうに。

まず、このご家族から相談を受けたのですが、市から連絡を受けた場合、どこに身を寄せていいのか分からないとのこと。先ほどの答弁の中で、まずは一般の指定緊急避難所に避難された方の中で特別な配慮が必要と判断した場合に福祉避難所の輸送を含め対応を行うとのことでしたが、福祉避難所に直接伺うこと等については、可能ではないのでしょうか。

○防災安全課長

先ほど福祉避難所の説明をさせていただきましたが、福祉避難所は、一般の緊急避難場所と一般の指定避難所等では、避難支援が困難な方のみが使用できる施設というふうなことで位置づけております。直接避難が行えるようにしますと、一般の避難者も、その避難をそこに向かわれるということが想定されるというところでございますが、その場合、福祉避難所の施設で、特別な支援が必要な方への対応ができなくなる。いわゆる後回しになるといいますか、受入れができなくなる可能性があるというところも含めまして、現時点ではその対応はできていないというふうな状況でございます。

○吉田委員

今、ご説明をいただきましたが、やはりこちら辺について、関係部署等の調整並びに、今から先、有事の際にどのような方向性があるのか。やはりお子様連れとか、車椅子で移動される方及び自宅で介護を受けている方々というのが、やはり重要なところのポジションになるのではないかなと思っておりますので、ちょっと所管がまた福祉のほうになりますので、本日は、この程度で終わりますが、このような仕組みを構築するような機会をぜひつくっていただき、私もまたこの件につきましては、立ち入ってお話しさせていただきますので、また別の機会にご質問させていただきたいと思っております。

○委員長

次に、11ページ、「情報セキュリティーについて」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

11ページ、「情報セキュリティーについて」、お伺いいたします。マイナンバーカードを利用した際に、個人情報の管理の問題が最近報道されていますが、どのような問題があるのか、お知らせいただけますか。

○情報管理課長

まずは、マイナポータルによる公金受取口座において、誤って他人の口座情報が登録されたトラブル、次にコンビニ交付サービスにおきまして、申請された方とは異なる住民の証明書が発行されたトラブル、最後に、マイナ保険証におきまして、誤って他人の情報が登録されたトラブルが報道されております。

○上野委員

マイナンバーカードを利用した業務において、3件の問題があるというご説明でしたが、問題が発生した原因及び本市の市民の方への影響についてお知らせください。

○情報管理課長

まずは、公金受取口座登録につきましては、市役所等にある登録用の共用パソコンを利用した際に、前の利用者が登録後にマイナポータルをログアウトしないまま退席されて、次の利用者の情報が、前の利用者の情報に上書きされて起こったものであります。飯塚市におきましては、登録の際は支援員を配置し、国のマニュアルどおりに毎回ログアウトを行っているため、確認しましたところ、現時点で、そのような事象が起こったとの報告はあっておりません。なお、支援員に対し、マニュアルに沿った運用を遵守するよう改めて注意喚起をしております。次に、コンビニ交付サービスの誤交付につきましては、取引負荷が高まったことによるプログラム不具合に起因するシステム障害でございます。飯塚市におきましては、問題が起こっているシステムとは別の会社のシステムを利用しておりまして、その会社より同様の事象は発生していない旨の報告があり、総務省より指示のあった点検作業を全て実施し、問題がないことを確認しております。最後に、マイナ保険証の誤登録につきましては、企業の健康保険組合など、保険者が仮名氏名、生年月日、性別の3情報だけをもとに、情報を登録することなどにより起こった事象で、健康保険証番号との正しいひもづけが、できないことで起こった原因です。飯塚市におきましては、飯塚市民の方の保険証登録情報が把握できないため、誤登録が生じているかは把握できていない状況です。

○上野委員

飯塚市市民からしてみれば、今、3件ご説明された中のうちの公金受取口座登録とコンビニ交付サービスについては、安心して利用ができるというご説明でしたが、3つ目の保険証の誤登録については不安が残ります。このことについては、どのような対策が行われるのでしょうか。

○情報管理課長

保険証の誤登録につきましては、厚生労働省は全保険者に対しまして、漢字氏名や住所を確認せずに、先ほど言った3情報一致により本人特定を行ったことはなかったかの点検を要請しております。該当者には、漢字氏名、住所を含めた5情報での一致での再確認を行うことを要請しております。

○上野委員

マイナンバーカード保険証の誤登録については、今ご説明のと通りの対策も示されておりますので、飯塚市民の方も不安等はある程度払拭されるとは思いますが、万が一のこともありますので、市報等で皆さんに周知徹底していただけるように、これは管轄が違うと思っておりますので、調整をお願いしたいんですが、やっていただけますか。

○情報管理課長

先ほど委員が言われたように事業課自体は情報管理課以外にありますので、まず調整をしまして検討させてください。

○委員長

次に、12ページ、「入札に関することについて」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

入札制度につきましては、改選前の総務委員会や特別委員会などにおいて様々な指摘や問題提起がございました。具体的に改善すべき事項について、市の認識をお知らせください。

○契約課長

本市におきます入札制度につきましては、従前から調査研究を行いながら、必要に応じて見直しを行っていただいておりますが、令和5年度につきましても、2点見直しを行

っている点がございませう。1点目につきましては、総合評価方式におけます受注者への罰則強化について、もう1点につきましては、業者選考委員会において、これまで工事請負契約に、工事に関する審議を行っておりましたが、物品、役務の案件につきましても、必要に応じて審議を行うことができるよう規定の見直しを行っていることが2点目でございます。

#### ○委員長

次に、12ページ、「総合評価競争入札について」、奥山委員の質疑を許します。

#### ○奥山委員

今も上野委員のほうからお話がありましたけれども、私のほうは、総合評価落札方式について、何点か伺いますのでよろしくお願ひいたします。これは先ほども課長のほうも言われましたけれども、十数年来総務委員会において、入札の特別付託になっておりますので、かなり中身が濃いものになってきているんだろうというふうに思います。

ちょっとその前にちょっと調べたのがありましたので、総合評価落札方式についてはもう1990年代ということで、かなり以前からこれが国のほうでは採用されておりました。建設省において、国土交通省において、公共工事について試験的に採用されるというのが出ております。それから平成17年に、公共工事の品質確保、品質法といいますか、それが制定されて、国や自治体で一気に本格採用されたというふうになっております。

本市についても、平成30年から、これを導入して約5年近くたっておるわけですがけれども、もともとこれを入れる、国もそうですけれども、目的というのが、大きな目的があったと思います。それは、やはり価格競争で、今まで入札をやっていたのを品質低下、環境破壊を招くというふうな懸念が多くあり、それを未然に防ぐために、総合評価落札方式というのが、本市についても、導入されたんだろうというふうに思います。国のほうもやっていますし、各自治体、全国の自治体も同じように、これを導入していると思いますが、この方式についてはすばらしいものだろうというふうに思います。

しかしながら、令和3年9月に総合評価落札方式の廃止の請願というのが出ております。これは、何でこういうふうになるのかなという、不思議に思っておりましたけれども、請願の中身を見ると、そういうことなんだろうというふうに思いますけれども、やはり市のほうは、こういうすばらしい方式を入れて、発注者、それから受注される業者さん、それから市民の皆様にも、こういうすばらしい方式なんですというのをもうちょっとアピールする必要があるのではないかと。それにも伴うその業者さんのほうから廃止していただきたいというような請願が出ていることについて、もう少し市のほうも進んだ一歩足を業者さんに寄り添うといいますかね、そういう形でやっていたかんと、市民の方にも失礼だし、業者さんの方にも失礼ではないかなというふうに思いますので、ちょっと深くなるかもしれませんが、何点かお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

平成30年度から先ほど言いましたように、試行導入されておりますが発注者側、それから業者さんのほうに、メリットがどのようなメリットが生まれたのか、また、デメリットはどのようなようになっておるのかちょっとお伺ひいたします。

#### ○契約課長

総合評価競争入札のメリットにつきましては、本市側、発注者側といたしましては、価格と品質が総合的にすぐれた事業者を選挙することができるということ。また、事業者側のメリットといたしましては、評価項目の中に、技術的能力を見る項目がございませうので、事業者の技術力向上に対する意欲を高めることができること。ひいては、事業者の育成につながるなどが挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、一般競争入札や指名競争入札と比較いたしまして、業者決定までに時間を要すること。これは3か月程度かかりますが、そのようなことが挙げられること。それから応札する事業者にとりましては、提出書類が増えるなど、また、発注側とい

たしましては、事務手続が増えることなどがデメリットとなります。

○奥山委員

今、メリット、デメリットを答弁いただきましたが、メリットは、どんどん伸ばしていただくのは当然ですけれども、デメリットも少しやはりこれだけ少なくなりましたと、時間も短縮できましたというような生産性を上げるように努力していただきたいし、そういうのを事業者さんのほうにも、こういうふうにやり方をやれば早く終わりますよというようなことも、アドバイスをしていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

次に、こういうすばらしい方式ですけれども、全国でこの評価方式を導入している自治体の数の推移についてお尋ねいたします。

○契約課長

総合評価落札方式を本格導入を行っている市区町村につきましては、これは国、県、指定都市除いたところになります。平成30年度では352自治体でしたが、令和4年度では392自治体と、5年間で40自治体増加しております。なお、国、県、政令指定都市につきましては、一部、入札を行っていない省庁などを除きまして、全ての官公署で導入している状況でございます。

○奥山委員

この5年間で約40自治体増加したということですから、やはりこれがいいものだろうというふうに数値としては判断できます。

次に、導入している先進自治体の状況等、これ40増えていきますけれども確認されたことがあれば、それをご紹介いただきたいと思います。

○契約課長

昨年度、先進地視察ということで、広島県福山市及び府中市、また電話や調査票によりまず調査ということで千葉県市川市の状況調査を行っております。総合評価落札方式の評価項目やスケジュール、審査体制などについて状況を確認しておりますが、いずれの自治体におきましても、対象となる案件など、多少差はございますが、全体の入札の流れといったものについては、本市とそれほど相違ない状況でございました。

○奥山委員

本市と相違ないということですから品質も技術的レベルも上がってきたということでしょうか。

次に、先進自治体、今お話ありましたけれども、何か確認された後に、こういうふうにしたらいいな、うちもこういうふうを導入したいなという見直しされた点があれば、それをお知らせ願います。

○契約課長

先ほど上野委員の質問のときも、お答えいたしました。各先進地の状況を調査いたしまして、評価項目のより一層の履行確保を図るため、令和5年度より新たに受注者への罰則強化を行うことといたしました。受注者が総合評価落札方式における評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の罰則として、3点の見直しを行っております。1点目につきましては、履行すべき内容に履行しなかった場合に指名停止期間を4か月とすること。2点目につきましては、工事成績評定点を20点減点とすること。3点目につきましては、総合評価落札方式の評価項目に過去1年以内、または昨年度というような形になりますが、同方式で受注した工事において評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止を受けていないという項目を追加いたしまして、減点をマイナス1点とするといった内容でございます。これらの罰則を定めることで、総合評価落札方式のより厳格な運用を目指したいと考えております。

○奥山委員

罰則強化が令和5年度よりスタートですね、行うこととしたということですが、罰則も当然

必要ですけれども、履行すべき内容を履行しなかった場合というちょっと抽象的ですが、具体的な数値というか、見るポイントは持っているというふうに思いますけれども、誰が見てもそうだなという分かるようにつくっていただいておりますので、よろしくをお願いします。

それでは本市は、平成30年度から試行していますけれども、試行という形ですけれども、何を見てこの試行期間に、通常試行というとその期間に、どこを見て、これがこのレベルまでいってれば本格実施しようというようなことがあるんだろうというふうに思いますけれども、今回まだまだ5年間試行期間でありますけれども、何を特に注意しながら見ておられるのか、ウエートといいますかというところがあれば、よろしくをお願いします。

#### ○契約課長

本市におきまして、総合評価落札方式の導入に当たりましては、国が平成20年3月に発行しております地方公共団体向け総合評価実施マニュアル（改訂版）などの資料を参考にいたしておりますが、総合評価入札の実施によりまして、大きく4点の視点で見ております。1点目が品質の確保につながるのか。2点目がダンピングの防止、不良不適格業者の排除につながるのか。3点目、建設業者の育成に貢献できるのか。4点目、談合防止に一定の効果が期待できるのか。そのような点を見ております。

#### ○奥山委員

今4点、お話しされましたけれども、全体的に見てあるんだろうというふうに思いますけれども、3番目に言われた建設業者の方の育成に貢献できるのかということで、これはお任せではなくて、私が思うところはぜひ、こういう例えば研修であるとか、そういうのを受けていただけて技術力、また新しい技術といいますか、そういうのを導入できるのか、できないのかもあると思いますけれども、そういうところをしっかりと業者さんに寄り添っていただく必要があるかというふうに思いますので、よろしくお願いたします。それから最後談合というのがありますけれども、それは品質と価格で、基準で業者を決めますから、それは期待できるんだろうというふうに思いますので、引き続きお願いたします。

平成30年に試験導入しましたけれども、発注者側に、市のほうですけれども、どのような効果があったのか、以前の入札方式と比べてですね。どのような効果があったのかをお願いたします。

#### ○契約課長

これまで本市では、庁舎改修や交流センター建設、保育所建設といった市民の皆様へに安心安全に長く使用していただく公共施設の大規模工事につきまして、総合評価落札方式を取り入れて施工いたしております。同方式の導入の効果といたしましては、それら施設の機能・性能といった品質の向上や、コスト縮減、それから地元企業の技術力向上、育成につながっているとともに、工事の手抜きや下請業者への丸投げ、安全対策の不徹底などを防止することにも、つながっているものと考えております。

#### ○奥山委員

コスト縮減というのがありましたけれども、限られた予算の中で品質の高いものをつくっていただくということですので、これは市民の方も大変喜ばれることだろうというふうに思いますので、引き続きコストとまた品質というところをしっかりと効果が出るようによろしくお願いたします。

次に、業者の方には、総合評価方式をされたことでどのようなことがもたらされたのか。これまでの入札方式において評価点違いがあれば、お願いたします。

#### ○契約課長

事業者側の効果といたしまして、総合評価落札方式におけます評価項目の評価点を例にお答えをさせていただきます。評価に当たりましては、企業の技術力を6点、それから配置予定技

術者の技術力を6点と、それから施工計画が8点と、3項目ございますが、中でも、工程管理、品質管理及び施工上の課題に対する技術的所見などを評価いたします施工計画につきましては、事業者間の点数差が最も出ているところがございます。評価点の推移につきましては、令和元年度に実施しております穂波庁舎大規模改修工事の同方式によります評価項目、施工計画の平均点が0.8点。同じ年に行いました鯉田交流センター建設工事の平均点が3.5点でしたが、令和4年度、（仮称）楽市平恒統合保育所園舎建設工事の平均点は5.64点と、導入当初と比較いたしますと、格段に上昇していることから、この5年の間に各事業者の技術力の向上につながっているものと考えております。

○奥山委員

当初は0.8点、3.5点、最近では5.64点ということで、上昇しているということですが、ここまで満たない事業者さんもしらっしゃるのでは、これ平均ですから、これを下回る業者さんもしらっしゃると思うんですけども、そういうところにどんどん市のほうから、足を運んでこうですよ、ああですよというようなことで、また点数が例えば足らなかったところは、アドバイスであるとか、そういうのをどんどんやっていただきたいというふうに思います。

次に、上がっていないところについて、思いますけれども、本来の目的を達成するために最新技術、先ほどちょっと申し上げましたけれども、習得する研修を受けるような場があるかどうか、お尋ねいたします。

○契約課長

技術の習得の場ということでございますが、継続教育制度、CPDというものがございます。これは建築士が、技術者としての専門的能力を維持・向上させるために、定期的に講習会等を受講し、その受講履歴をもって、自らの技能の水準を証明するもので、公益社団法人日本建築士会連合会、一般財団法人建設業振興基金、公益財団法人建築技術教育普及センターなどの団体がそれぞれ実施をいたしております。なおこの研修制度につきましては、本市の総合評価落札方式の評価項目中、配置予定技術者の技術力を審査する基準として、継続教育CPDの取組状況という項目がございまして、各種研修を定期的に受けているか、各団体が定める目標単位数以上の証明があるかどうかといったところで、評価・加点されるというような仕組みになっております。

○奥山委員

分かりました。ぜひ、こういう機会をどんどん通じて研究といいますか、研修を受けていただきたいというふうに思います。ちょっと話は、ずれますけれども、やはり技術力が上がれば、その建物、そういうものが長期にわたり強固のものになるというふうに思います。先ほどちょっと思ったんですけども、もう皆さんも御存じかもしれませんが、エジプトのピラミッドがもう何千年も前から建っておりますけれども、手を抜いたというのはちょっとあれですけども、奴隷のようにどんどん働かされたピラミッドは崩れていつているんですよ。やはりその王に対するそういう忠誠心といいますか、そういうのがないんだらうと。特に一番大きなクフ王のピラミッドがありますけれども、何千年も形をそのままに保っているということでやはりつくる方、技術者の方に、やはり思い入れがあって、王のためにつくろうと、市民のためにつくろうというような形になれば、やはり品質もよくなるし、長期的にそれが物として残っていくんだらうというふうに思いますので、特にこの技術については、やはり一番大事なところだらうというふうに思いますので、本市のほうからも積極的に受けるようにしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

次に、この総合評価落札方式が導入して5年が経過しますけれども、何がどこまで達成すれば本格導入をする、達成されない場合はどう改善する。達成度の数値化を行って、市民の皆様から、発注者である本市、業者の皆さんが納得されるような発注方式にしていってほしいというふうに思いますけれども、市の考えをお聞かせください。

#### ○契約課長

これまでに建築一式工事8件について、総合評価落札方式による入札を行っておりますが、数値的な評価ということでございますと、工事が竣工する際に工事成績評定点を採点いたしますが、その平均値について、同方式による工事のほうが、それ以外の工事よりも高いという結果になっております。ただ同方式による入札案件は、本市においては建築一式工事8件のみと、まだまだ件数が少ない状況でございます。また、建築一式工事以外に、1億5千万円以上の土木一式工事についても対象といたしておりますが、現在のところ1件も実施していない状況でございます。現在、建築及び土木一式工事のみを対象としておりますが、将来的には専門工事など、それ以外の工種に広げていくことや、1億5千万円という金額の見直しなども考えておりまして、現時点では検討段階でございますので、今後も試行を継続してまいりたいと考えております。

#### ○奥山委員

今、評価点は、それ以外の入札方式の施工に比べて上がってきているということで品質が上がったというお話です。それから1億5千万円以上がこの評価方式を使っていますけれども、その金額の見直しという話もありました。それで今後とも試行を継続していきたいというお話でしたけれども、今、試行期間ということで、試行期間中に例えば1億5千万円以上の金額でやっていますけれども、この金額を見直すということは、例えば1億円とか5千万円とか、そういう工事についてもこれを導入していくかという今検討されているというふうなお話だったと思いますけれども、試行期間中にその内容を触るといえるのは、いかななものかなというふうに思います。それは試行期間が終わって、本格導入された後は金額については業者さん、また市の中の委員会といいますか、それからまた総務委員会等でもむというの必要でしょうけれども、試行の中でどんどん変えていくというのは、よくなかったのかなという、試行を目指したときというふうに思いますので、試行が終わった後にそれは金額については、考えるべきではないかなというふうに思います。

いずれにしても、市民の皆様から、発注者、業者の皆様がやってよかったねというふうな形をどんどんどんどん作り出していきたいというふうに思いますので、この請願についてもこの方式はいいんだと。しかしというのが載っておりますので、あそこは何とか皆様で見える形で、これを取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願います。

#### ○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○上野委員

12ページ、秘書課の所管で、「秘書に関することについて」、1件お伺いいたします。令和3年度及び令和4年度において、閉会中に開催された常任委員会の回数と市長の出席状況について、年度ごと委員会ごとにお知らせください。

#### ○秘書課長

ただいま質問委員が言われました閉会中の常任委員会の市長の出席状況でございますが、令和3年度につきまして、総務委員会につきましては、全て公務のため欠席をされております。3回ですね。福祉文教委員会につきましても、3回ございますが、3回とも公務のため欠席でございます。協働環境委員会につきましても、3回開催がございましたが、3回とも公務のため欠席でございます。経済建設委員会につきましても、3回開催がございましたが、公務のため全て欠席となっております。

次に、令和4年度でございますが、総務委員会につきましては、4回の開催がございまして、4回とも公務のため欠席でございます。福祉文教委員会につきまして4回の開催がございましたが全て欠席と、公務のため欠席をなされておられます。また、協働環境委員会につきまして、

4回の開催がございましたが、全て公務のため欠席でございます。最後に、経済建設委員会でございますが、4回の開催がございましたが、全て公務のため欠席をされておられます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

5ページ、「防災安全に関すること」なんですけれども、右側のページですけど、飯塚市地域防災リーダー研修というのが行われてあると思います。各自治会単位でされていると思いますが、どのぐらいの自治会があって、何人いらっしゃって、平均年齢を聞くのもあれですけども、年齢がもし分かればお答えしていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

防災リーダーの認定者につきましてでございます。これまで令和4年度まで実施しました防災リーダーの認定者につきましては、全体で368名でございます。うち自治会への認定者が324名、また自治会、各自治会からの推薦があった地区といいますか、自治会数でございますが、認定者のおられる自治会数は153自治会でございます。

○奥山委員

さらにリーダー研修、常日頃やってあると思いますけれども、ほとんどボランティアで大変ななかだろうというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

続いて一つだけ、これはお願いになりますけれども、4番目に「防犯・暴力等排除等について」ということで書かれております。自主防犯組織、防犯ボランティア活動団体ということで載っておりますけれども、最近はやはりテレビ報道等でありますように凶悪犯の事件が、他人事のように思ったりもしますけど、いつ我が町に来るかも分かりません。

そこで一番活躍するのは、防犯カメラだろうというふうに思いますし、早期検挙であるとか、抑止になるかなというふうに思います。最近でも飯塚市で、5月11日小正で、2時30分頃女の子、5月26日吉原町、PM8時55分頃、川津でPM3時25分頃、これは小学生の子どもさんですけども、声をかけられるという事案がLINEのメールで飛んできます。それを見るたびに年齢とか、男とか、こういう容姿が書いてありますけれども、なかなかそういう検挙といいますか、そういうところに行き着かないんだろうというふうに思います。

先ほど申し上げた凶悪犯が多くなっておるので、今後、防犯カメラを設置等に向けて検討されていると思いますけれども、もしそれが検討されているようであれば、早急の一つ一つ、個人情報等々あると思いますけれども、応援をしますので、よろしく願いいたします。

○防災安全課長

今、要望というふうな形で受け取っておりますが、現在、市としての立ち位置をちょっとご紹介させていただきたいと思っております。市としましては、防犯カメラの設置等につきましては、犯罪の抑止力の一つであるというふうな形では認識しております。現在も地域や飯塚警察署と連携し、必要な箇所には、防犯カメラの設置を進めているところでございます。今後も地域や飯塚警察署と連携して、防犯カメラの設置も含め、他の有効な防犯対策方法についても、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、総務部についての質疑を終結いたします。

次に、行政経営部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております3ページ、「過疎地域について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

過疎地域について伺います。この過疎地域、どのような基準で指定されているのかお知らせください。

○総合政策課長

過疎地域の指定要件につきましては、一定の期間中における人口減少率や財政力指数などが法で定める要件を満たした場合、過疎地域に指定されることとなります。令和3年4月1日に国の新たな法律である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、その法に定める要件を満たしたことで、筑穂地域は引き続き、また颯田地域は、新たに指定されております。

○上野委員

指定されると指定期間があるのかどうか。また、指定地域の数の変動がどのようになっているのかお知らせいただけますか。

○総合政策課長

指定期間でございますが、この令和3年4月に施行されました法律は、令和12年度までの10年間の時限立法になっておりまして、この期間中については指定されることになっております。また指定される数といいますと、全国の数ということでお答えさせていただきます。全市町村のうち1718に対して指定されている市町村が885、率にして51.5%ほど指定されております。

○上野委員

過疎地域に指定された場合、地方債で過疎対策事業債、いわゆる過疎債というのがあると思いますが、その概要についてお知らせください。

○総合政策課長

過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、過疎地域に指定された市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められているものになります。対象事業費に対する充当率は100%で、後年度に発生する元利償還金の70%は、普通交付税の基準財政需要額に算入されますため、財源措置としては大変有利な地方債となっております。

○上野委員

つまり1億円の事業が3千万円の手出しできるというような理解でよろしいですね。過疎対策事業債、これは使える限度額が決まっているものなのか、また活用したいとなれば、幾らでも使えるものなのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

過疎対策事業債につきましては、活用したい場合に幾らでも活用できるというものではなく、一定のルールがございますので、ハード事業とソフト事業のそれぞれでお答えさせていただきます。まず、ハード事業につきましては、一定の限度額というものは定まっておりますが、国が毎年度、地方債計画というものを策定しており、その計画の中で過疎対策事業債の計画額が定められ、その計画額の範囲内において、各自治体が申請を行う過疎債適用の過疎対策事業の割り振りが行われるという仕組みとなっております。一方ソフト事業の限度額につきましては、算定式がございますので、各自治体の基準財政需要額及び財政力指数によって決められた算定式により、算定された額が限度額となっております。そうしましたことから過疎対策事業債については、毎年度、一定の範囲がある中で活用していくということとなっております。

○上野委員

今、ご案内ありましたように国が毎年度計画額を決定するというので、毎年約束された金額が予算化されるわけではないというふうに理解をしていますが、それによりますと市町村が、飯塚市が策定する計画においても、3か年、5か年でやるという計画ではなくて、原則単年度での計画の積み重ねになっていくような形をとらないと、自主財源の持ち出しが多くなるような可能性があるというふうに私は思っていますので、また計画を早期につくらなくてはならないと思いますが、過疎債はどのような事業に活用できるのかお知らせください。

○総合政策課長

過疎対策事業債が活用できる事業といたしましては、ハード事業では産業振興、交通通信、厚生、教育文化施設等に活用ができて、ソフト事業につきましては、過疎地域の持続的発展に資する事業として、交通手段の確保や地域医療の確保、集落の維持及び活性化などを図る事業等に活用ができるようになっております。

○上野委員

教育文化施設等と一括されて言われましたが、道路や上下水道、学校の再編に伴う校舎の整備、観光レクリエーション施設、公民館その他の集会施設などの整備等にも活用ができるという認識を持っております。令和3年度の新たな法律によりまして、潁田地域が過疎地域に指定されたわけですが、潁田地域の現状、課題をどのように捉えているのか、何度もお聞きしたいと思いますが、申し訳ありません、もう一度再度お聞かせいただけますか。

○総合政策課長

全国的に少子高齢化で人口減少社会が到来している中、特に人口減少率が大きく、加えて高齢者比率が高い、若年者比率が低いという非常に厳しい環境にある地域が過疎地域に指定されており、本市においては、潁田及び筑穂の両地域が過疎地域に指定されております。そのような厳しい状況において、地域の特性を生かした取組や工夫が求められていると認識しており、潁田地域におきましては、支所周辺や旧潁田支所などの跡地の利活用、また勢田地区北部の老朽した炭鉱住宅や、狭隘な幅員の道路、土砂災害の危険性回避のための住環境の向上などが主な課題であると考えております。

○上野委員

今までご案内していただいたように過疎地域の指定地域、もう半分以上だと、50%以上だというご案内いただいた。財源は限られているということは競争率が非常に激しくなる財源だというふうに認識をしております。潁田地区においては、指定されて2年以上経過しておりますが、どのような事業に活用されたのか、お伺いいたします。

○総合政策課長

令和3年度から新たに計画で、潁田地域が指定を受けておりまして、令和3年度及び令和4年度において、潁田地域において過疎債を活用させていただいた事業につきましては、コミュニティーバスや予約乗合タクシーの運行事業、まちづくり協議会活動推進事業などに活用しており、ハード事業では潁田のグラウンド整備事業や、道路改良事業などに活用をいたしております。

○上野委員

今のご案内によりますと先ほどご紹介いただいた、潁田地域の現状や課題について2点、ご紹介ありました。1点については支所周辺については、今年度末までにプロポーザル方式で民間に売却というふうな、宅地化されるというふうな方向性が示されておりますので、残りの課題は、今大きな課題は認識されてるの1点。

勢田地区の狭隘な幅員の道路など、炭鉱住宅跡地にある勢田地区北部というような言及がありました。ただこの2年間、今年も入れると3年なんですけど、これらの課題に対応するような過疎債の活用はされておられないという認識を持っておりますし、そのようなご答弁でした。

今後、今答弁されましたような課題を捉えて、どのような対策が必要と考えられて、どのよ

うに発展をさせていこうというふうに考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○総合政策課長

本市といたしましては、地域全体が活性化し、活気ある元気なまちづくりに資する事業を過疎計画に計上し、実施していく必要があると考えております。潁田地域の老朽した炭鉱住宅に居住してある方々の住替えなど、住環境の改善というのは必要なことであると考えておりますけれども、まず過疎の課題解決のためには、地域を活性化させ、人口減少を食い止めることが最も重要なことであると認識しております。そのため現実的にどのような方策が最善な方策となるのか、地域資源を生かした魅力ある地域づくりについて所管課、事業の実施の所管課と連携協議しながら、できることから進めていく必要があるものと考えております。

○上野委員

地区の課題というのは2つに限ったことではないので、まずできることから手をつけていただいて、地域の事情をよく把握していただきながら、今年度も含めて毎年の活用計画を早急に構築していただきたい、具体的につくっていただきたいと思いますがお願いできますか。

○総合政策課長

繰り返しの答弁になりますけれども、今過疎計画に計上しております事業を地域の活性化を行っていくために、事業実施の所管課と連携協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、7ページ、「指定管理者制度について」、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

この指定管理者制度は、民間事業者などの能力を活用することで、市民サービスの向上や効果、効率的な行政運営を図ることを目的として16施設で導入をされていますが、施設管理の適正さ、運営の実態などが重要だと思っておりますが、そこはどのように確認把握をされておられるのでしょうか。

○財産活用課長

指定管理者による施設管理の適性を期するため、市が求める達成水準を満たしているかなど、継続的なチェック、モニタリングの実施を行っております。またモニタリングは、指定管理者によるセルフモニタリングと、市及び第三者機関である指定管理者評価委員会によるモニタリングにより確認をしておるところです。

○上野委員

モニタリングにより運営状態を確認していることが分かりましたが、その基準等はあるのか、また実施のやり方など併せて教えていただけますか。

○財産活用課長

モニタリングの実施に関する事務運用の手続を定めた指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドラインで行っております。また、実施のやり方につきましては、指定管理者による事業報告等のセルフモニタリング、施設所管課による立入り調査、指定管理者へのヒアリング、第三者機関である指定管理者評価委員会による評価、これらによりモニタリングを行っている状況でございます。

○上野委員

そのモニタリングの頻度は、どの程度なものなのでしょうか。

○財産活用課長

1年間に2回行っておるところです。1回目で現地調査、2回目で評価の基準という形で評価しておるところです。

○上野委員

指定管理者の運営状況などは確認をされておられるようですが、そこで働かれている方の雇用状況や労働条件の適正さなどは確認されておられるのでしょうか。

○財産活用課長

指定管理者施設で働かれている方についてですが、指定管理協定に記載している配置人員については確認を行っておりますが、賃金等の雇用状況や労働条件につきましては、確認は行っておりません。

○上野委員

労基法違反などが発覚した場合、指定取消しなどはございますか。

○財産活用課長

労働基準法の適用、関係法令を遵守しているかとか、指定管理の評価を行って、そこで妥当性ではないということでは是正されなければ、指定管理の取消しというのもあり得ると思います。

○上野委員

指定管理者に運営を任せているとはいえ、施設自体はあくまでも市の施設、公共施設でありますので、その運営に関しては監査対象とするべきだと私は思うんですが、可能ですか。

○財産活用課長

指定管理者評価委員会で監査等ができるかというご質問ですけれども、そこら辺につきましては申し訳ありませんが、そこら辺までできるかどうかというのは、ちょっと調査して調べてみたいと思っております。

○上野委員

調査して検討していただけますか。

○財産活用課長

研究して調査していきたいと思っております。

○上野委員

大体研究調査という答弁は、やらないよという答弁ですけど、前向きにそれ考えて監査対象となし得るのかどうか。また、委員会後でも結構ですので、ご報告をお願いいたしておきます。

市の主催事業、飯塚市の主催事業とか、共催事業などについては、施設利用料の減免措置などがあると思いますが、指定管理者の収入に直接影響を及ぼすことだと思います。これらの対応については、担当課や施設によって不公平はないというふうに認識しておいてよろしいですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

申し訳ありませんでした。今減免の話がされたと思っております。指定管理を入れるときに当然ながら指定管理料とか算出するために減免とかも、関わってくると思っておりますので、そこら辺も考えて導入を行っているところでもありますので、不公平さというのはないというふうに認識しております。

○上野委員

コロナの時代の場合は、特別に補填をされたと思うんですが、通常の運営がなされている場合、今お答えなされたように施設によって補填についてなど、不公平さはないというふうに認識しておいてよろしいという答弁でよろしいですね。分かりました。施設のハード面の不具合や運営上、事故などが生じた場合、制度上どのような経緯で、どなたが把握をされておられるのでしょうか。

○財産活用課長

指定管理者につきましては、所管課のほうで把握しているということで認識しております。

○上野委員

それで軽微なものはそれでいいと思うんですが、4月29日と30日、新体育館において、いわゆるこれ、飯塚カップと言われる高校のバスケットボールのオープニングイベントが盛大になされたわけですが、屋根から水漏れという大変な事態が起こっているようですが、どのように報告されて、どのような対応を指示されたのか、お知らせください。

○財産活用課長

申し訳ありません。その水漏れがあったという報告は、財産活用課のほうには報告はあっておりません。

○上野委員

担当副市長どちらですか、体育館。報告は受けられたのか、いや、それはメインアリーナのほうに落ちてきたというふうにお聞きをしておりますが、原因をしっかりと把握されておるのか。おらなければ、その後、インターハイの準決勝、決勝などが先週、今週と行われているわけですが、同じような事態が起こるかもしれないというような注意喚起は主催者のほうにきちんとおこなわれているのか、どうかお伺いいたします。

○藤江副市長

飯塚カップにおきまして、雨漏り等があったという報告は私のほうは受けておりません。

○上野委員

新しくできたばかりの体育館の水漏れって重要な事態ではないんですかね。いや制度上、そういうふうな重要な事態は、報告しないと、報告するとか、そういうことにはなっていないんですか。

○藤江副市長

質問議員がおっしゃるとおり、そのような不具合があることは、報告が上がってきてと思いますが、現時点では私のほうには上がっておりません。しかしながら、もうオープンいたしまして、いろんな事業が進められている中で、軽微なものも含めて、何か不具合があった場合は、早急に対応が必要になりますので、そのような不具合があるかどうか確認いたしまして、もしある場合は早急に対応させていただきたいと考えております。

○上野委員

最低限、原因とその対策が行われな限り、特にオフィシャルな競技については、その主催者にそのことを注意喚起すべきだと思うんですが、その点いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

○藤江副市長

今ご指摘いただきました雨漏りの件を含めまして、事実確認ができておりませんので、この場での答弁は控えさせていただきたいと考えておりますが、事実確認いたしまして、そのようなことが生じている場合は、速やかに対応いたしまして、利用いただく方、市民の皆様にご迷惑がかからないように対応させていただきたいと考えております。

○上野委員

雨漏れかどうかは私分かりませんが、屋根から水がかなりの量が落ちてきたみたいですよ。今、副市長がご答弁なされましたが、今週末、インターハイの3位決定戦、準決勝、決勝があるんですかね、バスケットボールの。その主催者に対しては、今から事実確認をしていただいて、対応ができてなければ、きちんとお伝えすべきだと思うんですが、その点いかがですか。

○藤江副市長

その点も含めまして、担当課に事実確認いたしまして対応させていただきたいと考えております。

○上野委員

大変重要な出来事というか、ことだと思えますし、ここにいらっしゃる方、どなたも御存じない。担当行政経営部長、指定管理者制度を所管されているところであってもお聞きにはなっていないんですか。

○行政経営部長

正確な報告というのは上がっておりませんが、そういうお話があったということは承知しております。それで都市建設部のほうに話をしまして、調査をするところまでは聞いておりますけれども、正式にこういうものだったという報告は上がっておらないという状況で今のような答弁に至っております。

○上野委員

正式な、うわさ話程度で耳にされたというようなご答弁でしたが、これは隠蔽など疑われるような事態は考えられませんか。

○行政経営部長

隠蔽とかそういうことではなくて、すみません、これ本当に打合せをしたとか、そういうことではなくて話の流れで考えられる原因というのが、多分その日に雨が降っておりまして、入り口のドア、正面のところが開けっ放しになっていた状況があったと。天井が高うございまして、そこの中に結露が発生したのではないかというような予測であるというふうに聞いております。それで今、いろいろご指摘いただきましたので、これ正式、正式というのであれば、きちんとその後、どうなったのかというようなことについて、協議をさせていただいて、またその結果についてはご報告させていただきたいというふうに考えております。

○上野委員

そのチェック、もう一度きちんと聞いていただく際に、ほかにも報告漏れがないのか、どうか、きちんと確認をしていただいて、本会議なり、またこの総務委員会なりにご報告をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○行政経営部長

竣工いたしまして、まだ日が浅いものですから、使い勝手も含めて、いろいろな意見があると思います。それで、今ご指摘いただきましたので、それについてはきちんと調査をし、報告をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、行政経営部についての質疑を終結いたします。以上で全ての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。